

ヨルダン・ハシミテ王国

2022年4月28日

牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰
同 柳田 忍
同 殿井健幸

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年4月11日
法律事務所	Aljazy & Co. (Advocates and Legal Consultants) http://www.aljazylaw.com/
担当弁護士	Osama K. Khraisat - Associate
連絡先	o.khraisat@aljazy.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。</p> <p>※データ保護法の草案が公開されており、2023年以降に制定・施行される見込みである。</p> <p>個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2000年銀行法 No. (28)<ul style="list-style-type: none">- URL : https://www.cbj.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/2f75d7af-5465-4e1f-90dd-- 施行状況：2000年8月1日施行- 対象機関：すべての認可金融機関- 対象情報：個人の金融に関する履歴や、金融機関のサービスを受けるために開示する必要があるすべての個人情報■ 1995年電気通信法No. (13)<ul style="list-style-type: none">- URL : https://trc.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AA%D8%B5%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A%D8%B9%D8%AF%D9%8A%D9%84%D8%A7%D8%AA%D9%87.pdf- 施行状況：1995年10月1日
------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> - 対象機関：ヨルダンにおいて電気通信網を管理運用する許認可を保有する事業者 - 対象情報：電気通信提供者からサービスを受けるために開示する必要のある情報及び、認可電気通信網を利用する加入者が提供する情報 <p>■ 2015年サイバー犯罪法No. (27)</p> <ul style="list-style-type: none"> - URL : http://www.mc.gov.jo/echobusv3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%AC%D8%B1%D8%A7%D8%A6%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%84%D9%83%D8%AA%D8%B1%D9%88%D9%86%D9%8A%D8%A9%20%D8%B1%D9%82%D9%85%2027%20%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9%202015.pdf - 施行状況：2015年6月1日 - 対象機関：ウェブサイトや情報ネットワークを保有しまたは運営する事業者 - 対象情報：事業者のウェブサイト又は情報システム上の情報 																
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="422 1227 1329 1617"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。																
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。																
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																
⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。																
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - 																

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/